

せいねんこうけん 下呂市成年後見支援センターだより

発行:下呂市成年後見支援センター

令和6年 11 月発行

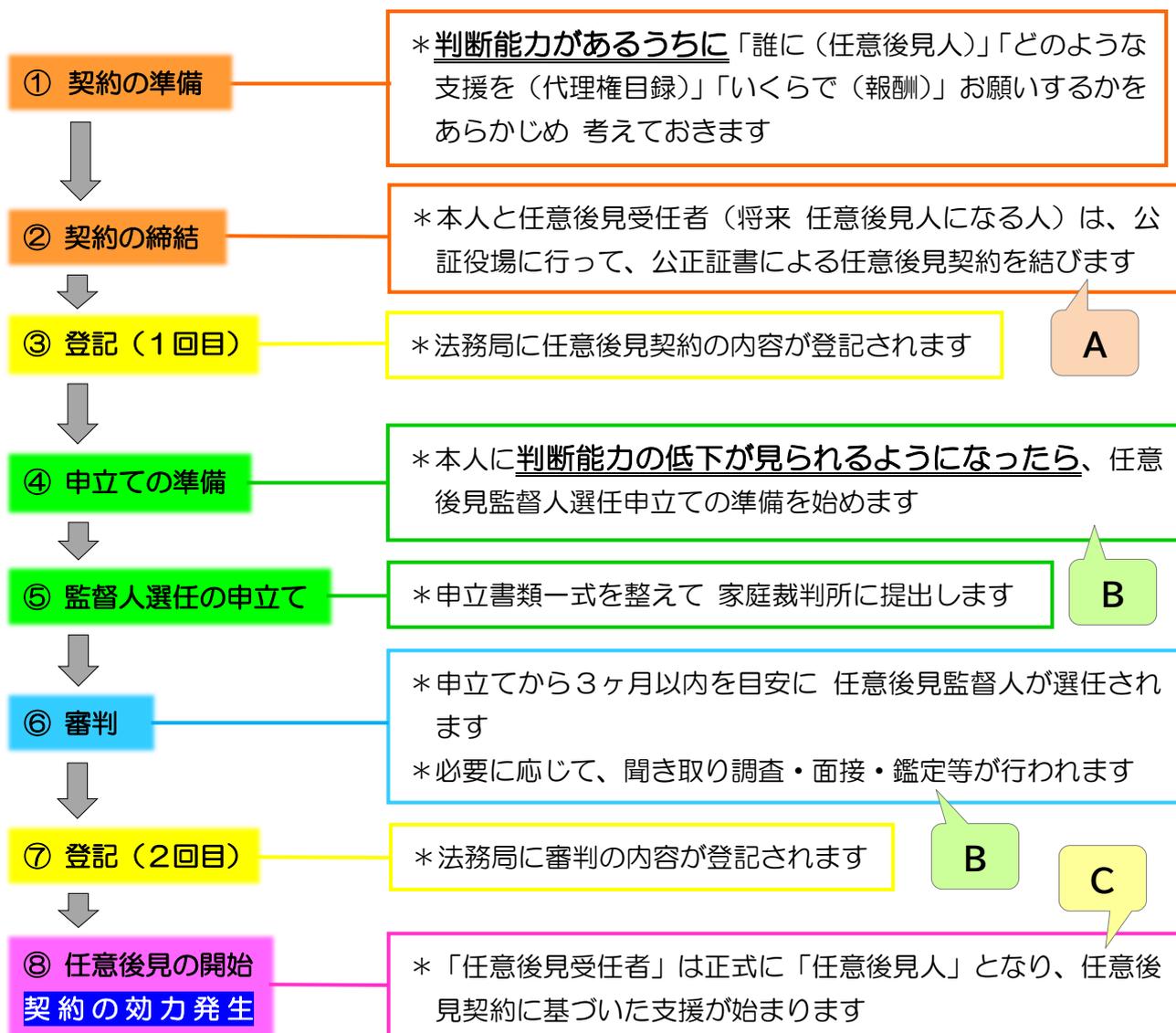
【 第5号 】

(次回発行 : 令和7年3月 『 法定後見と任意後見の違い 』 を予定しています)



下呂市成年後見支援センターでは、認知症や障がいなどにより、契約や財産管理などに不安がある方に対して、成年後見制度の説明や相談、利用手続きに関するお手伝いをしています。また、制度の理解と普及を図ることを目的に、『成年後見支援センターだより』を発行しています。

もっと知りたい！任意後見制度 費用編



A：任意後見契約を結ぶのにかかる費用

*任意後見契約を結ぶのにかかる費用は **2万～3万円** 程度です。

- 公正証書作成の基本手数料：11,000 円
- 登記嘱託手数料：1,400 円
- 法務局に納付する印紙代：2,600 円
- その他（証書代、登記嘱託書郵送用切手代など）



B：任意後見監督人選任の申立てにかかる費用

*精神鑑定の必要がなければ、申立てにかかる費用は **1万～2万円** 程度です。

- 申立て費用：約 6,000～7,000 円 ←家庭裁判所によって異なります
（**参考** 岐阜家庭裁判所 ⇒ 収入印紙：800 円、登記嘱託手数料：1,400 円、郵便切手：3,200 円）
- 診断書：3,000～5,000 円程度 ←診断を行う医師によって異なります
- 戸籍謄本などの書類発行手数料：1 枚 数百円
- 鑑定料（必要な場合のみ）：3万～10 万円程度 ←鑑定を行う医師によって異なります

任意後見契約を結ぶだけでは、任意後見の効力は発生しません！
（**任意後見監督人が選任**されて初めて契約がスタートします）



C：任意後見人等に支払う報酬

*任意後見人に支払う報酬：**任意後見契約で定めた金額**

*任意後見監督人に支払う報酬：月額 **1万～3万円** 程度
（任意後見監督人の報酬は、**本人の財産額** を参考に **家庭裁判所** が決定 します）



下呂市成年後見支援センター ご利用案内



【住所】〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 星雲会館 福祉部 社会福祉課内

【電話】0576-**52-3936** 【メール】seinenkoken.gero@gmail.com

【開設時間】月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝、年末年始を除く）

下呂市の委託を受けて、下呂市社会福祉協議会が運営しています